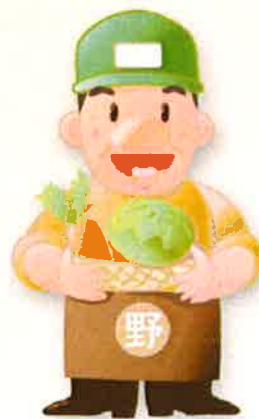


# 店舗休業保険

お店を守る力強いパートナー



このパンフレットは、2010年4月1日以降に保険期間が開始するご契約を対象にしています。

# 朝日火災の店舗休業保険

お店や作業場が災害にあわれたときの損害は、建物や商品のように「もの」だけではありません。休業中の粗利益も同時に失われてしまいます。朝日火災の店舗休業保険は、このような休業損失を補償する力強いパートナーです。

## ★たとえ休業はしていても

- ①営業していたときと同等の利益の確保が図れます。
- ②従業員への給与の確保ができます。
- ③地代、家賃、税金、雑費等の確保ができます。
- ④経営の安定が図られ、銀行、取引先、従業員からの信用を高められます。

### ■対象となる業種

- 小売卸売業、料理飲食店、サービス業、事務所
  - 床面積が1,650㎡未満の百貨店・スーパーマーケット・病院・ホテル・旅館
  - 客席の面積が880㎡未満の映画館・劇場
  - 各種作業所 等
- \*詳しくは取扱代理店または弊社にご照会ください。

## ●休業中の粗利益を補償します。



次のような事故により休業した場合に保険金をお支払いします。

①火災	②落雷	③破裂・爆発	④震災・震災または水災(休業日数のうち、事故発生日を含む最初の3日間は免責)	⑤建物外部からの物体の落下・飛来・衝突	⑥給排水設備に生じた事故、または他の戸室で生じた事故による水漏れ	⑦暴風、労働争端に伴う暴力・破壊行為	⑧盗難	⑨建物等と配管、配線が接触している電気、ガス、水道、電信電話の施設が1〜3日の事故で損害を受けた結果休業した場合	⑩同一建物内、同一アーケード内、同一小路内の他店舗が1〜3日の事故で損害を受けた結果休業した場合	⑪損害防止費用(①〜③の事故による損失の発生、拡大の防止のために支出された必要または有益な所定の費用をお支払いします。)
-----	-----	--------	--	---------------------	----------------------------------	--------------------	-----	--	--	--

## さらに大きな安心…2つの特約を用意しています。

(店舗休業保険を主契約として、これに付帯する特約です。)

### I 店舗賠償責任補償特約

建物の合計床面積が165㎡未満(区分所有建物・テナントの場合は、「専有面積」・「借用(使用)面積」が165㎡未満)の小売店(ガソリンスタンド、LPガス販売店を除きます)、料理飲食店およびそれらの店舗併用住宅が対象となります。

- ①専用店舗のとき  
お店の管理上のミス等で、日本国内においてお客さまや通行人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったときに損害賠償金をお支払いします。
- ②店舗併用住宅のとき(お店に居住している場合)  
①のほかに日本国内の日常生活において他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったときに損害賠償金をお支払いします。

★こんなときにお役に立ちます。  
店舗の賠償責任



### ●特約保険料

■店舗賠償責任補償特約保険料 (10㎡あたり)

支払限度額	1,000万円	3,000万円	5,000万円	7,000万円	1億円
小売店	210円	230円	250円	270円	300円
料理飲食店	370円	520円	630円	770円	900円

(注) 上記保険料は建物の延床面積(区分所有建物・テナントの場合は、「専有面積」・「借用(使用)面積」)に対して適用します。

### II 借家人賠償責任補償特約

火災、破裂・爆発により借りている戸室に損害を与え、借用戸室の貸主(家主)に対して法律上の損害賠償責任を負ったときに損害賠償金をお支払いします。借用戸室において設備、什器等の動産をご契約の場合に対象となります。(注) 職種によりこの特約の対象外となる場合がありますので、取扱代理店または弊社にご照会ください。

★こんなときに  
お役に立ちます。  
ボヤで借用戸室を焼失させ、家主さんから損害賠償請求を受けた。



### ■個人賠償責任補償特約の加算保険料

支払限度額	1,000万円	3,000万円	5,000万円	7,000万円	1億円
加算保険料	530円	610円	650円	670円	700円

店舗併用住宅で記名被保険者がそこに居住されている場合には必ず加算します。その場合の支払限度額は、店舗賠償責任補償特約の支払限度額と一致させてください。

保険料 ●保険料は現金払いです。

店舗休業保険の保険料 =  $\frac{\text{保険金額}}{1 \text{万円}} \times \text{保険金額} 1 \text{万円あたりの保険料}$   
 保険金額 =  $1 \text{日あたりの粗利益額} (100 \text{万円限度})$

保険金額 1万円あたりの保険料 (約定復旧期間6か月の場合) (単位:円)

業種	飲食料品・電気機器・日用品補償等の小売店・美容室・理髪店	料理飲食店(バー・キャバレー・クラブ等を除きます)・ホテル・旅館	金属工場・電気機械器具製造・組立修理工場・光学機械製造工場	自動車修理工場・印刷工場(組作業)	プラスチック製品工場、パンケーキ・菓子製造工場、印刷工場(左記以外)	
第1地区	A	720	1,450	720	720	2,080
	B	1,630	3,080	1,630	2,260	4,250
	C	2,720	5,430	2,720	4,890	8,150
風通しの悪い	A	810	1,540	810	810	2,170
	B	2,260	3,710	2,260	2,900	4,890
	C	3,260	5,970	3,260	5,430	8,690
風通しの良い	A	910	1,630	910	910	2,260
	B	2,720	4,160	2,720	3,350	5,340
	C	3,890	6,610	3,890	6,060	9,320

地区	都道府県名
第1地区	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、滋賀県、静岡県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
第2地区	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、石川県、福井県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
第3地区	北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、岩手県

構造	例
A	コンクリートブロック造・鉄筋コンクリート造等
B	鉄骨モルタル造
C	木造モルタル造 等

(ご注) 上記以外の業種等詳細については、取扱代理店または弊社にご照会ください。

## 保険金のお支払条件・お支払方法

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
事故の種類	損害の程度、支払条件等	
(1) 火災	事故の発生した日を含む最初の3日間は休業日数から控除されます。	保険金額×休業日数×1(定休日を除きます。) [復旧期間内の売上減少高に支払限度率※2を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた残額が限度] ※1 保険の対象(建物等)と配管・配線で接続している日本国内に所在し、下記の各事業者の占有する電気、ガス、熱、水道または電信・電話の供給施設への(1)～(8)の事故による損失の場合には、休業日数から事故の発生した日を含む3日間は休業日数から控除されます。 ・電気事業法に定める電気事業者 ・ガス事業法に定めるガス事業者 ・熱供給事業法に定める熱供給事業者 ・水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法に定める工業用水道事業者 ・電気通信事業法に定める電気通信事業者 ※2 支払限度率は、最近の会計年度(1か年間)の粗利益の額にその10%を加算して得た額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。
(2) 落雷		
(3) 破裂・爆発		
(4) 風災		
(5) 水災		
(6) 建物外部からの物体の衝突・接触等または建物内部での車両等の衝突・接触		
(7) 給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ		
(8) 騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為		
(9) 盗難		
休業日数短縮費用保険金	(1)～(8)の事故により、休業日数を減少させるために必要かつ有益な追加費用を支出した場合	実費 [この費用の支出により減少させることができた休業日数に保険金額を乗じて得た額を限度とします。]
損害防止費用保険金	(1)～(3)の事故で損害および損失の発生ならびに拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合	実費

## 保険金をお支払いできない主な場合

### ◎店舗休業補償の場合

- (1) 保険契約者、被保険者等の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業
- (3) ご契約者や被保険者の所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触
- (4) 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為・破壊行為
- (5) 火災等の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
- (6) 万引等
- (7) 冷凍(冷蔵)装置または設備の破壊・変調または機能停止によって起こった温度変化
- (8) 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動
- (9) 地震・噴火またはこれらによる津波
- (10) 核燃料物質に起因する事故
- (11) 国または公共機関による法令等の規制
- (12) 保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害
- (13) 次のいずれかに該当する損害(ただし、上記「保険金をお支払いする場合」の事故による場合を除きます。)

場合」の事故による場合を除きます。)

- ・電気的事故による炭化または溶融の損害
- ・発酵または自然発熱の損害
- ・機械の運動部分または回転部分の作業中に生じた分解飛散の損害
- ・亀裂、変形その他これに類似の損害

### ◎賠償事故の補償の場合

- (1) 店舗賠償
  - ① 保険契約者や被保険者の故意
  - ② 他人から借りたり預かっている物に対する賠償責任
  - ③ 給排水管、冷暖房装置からの漏出、溢出事
  - ④ 従業員が業務中に被った身体障害
  - ⑤ 販売または提供した飲食物や商品によって生じた事故
- (2) 借家人賠償
  - ① 保険契約者や被保険者の故意
  - ② 地震、噴火、津波、戦争および内乱による事故
  - ③ 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事による事故
  - ④ 心神喪失中に生じた事故

## ご契約にあたってのご注意

1. このパンフレットは「店舗休業保険」の概要をご紹介します。詳細は保険約款により、保険金のお支払い条件・ご契約手続き、その他ご不明な点がございましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。なお、ご契約にあたっては、「店舗休業保険普通保険約款・特約」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご一読ください。また、ご契約者と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。
2. 次のものは保険の対象とすることはできません。  
自動車、自動二輪車(原動機付自転車を除きます。)、通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手または稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの等
3. 保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。
4. 保険料(追加保険料を含みます。)を領収する以前に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできません。
5. 個人情報のお取扱いについて  
弊社は、保険契約に関する個人情報を、適切な契約のお引き受け、円滑な

6. 保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。ただ、取扱代理店または弊社までご照会ください。
7. お手続きの日より1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
8. ご住所を変更するとき、建物等の構造または用途を変更するとき、営業の場所を変更するとき等、ご契約内容に変更が生じる場合は、事前に取扱代理店または弊社にご連絡ください。
9. 共同保険について  
複数の保険会社が共同で引き受ける共同保険契約の場合には、各引受保険会社が連帯せずに独立して保険責任を負担し、幹事保険会社はその他の保険会社を代理・代行して保険料の領収や保険金の支払等を行います。弊社では、共同保険契約の場合にお届けする保険証券に共同保険である旨および引受保険会社名、引受割合を記載しておりますのでご確認ください。

## 事故発生の場合

事故が発生した場合は、ただちに取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金のお支払いができなくなる場合がありますので、十分にご注意ください。

## 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務または財産の状況が悪化したときには、保険金、解約返戻金等のお支払いが一時期凍結されたり金額が削減される場合があります。店舗休業保険は、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、経営破綻

した場合の保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。また、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ、保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約されたものとなります。



**朝日火災海上保険株式会社**

〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地  
TEL 03-3294-2111(大代表)

ホームページアドレス <http://www.asahikasai.co.jp>

●お問い合わせ先